

業務委託契約に係る最低制限価格制度の試行の見直しについて

本市の業務委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき最低制限価格を適用している案件のうち、土木部及び公園緑地部が入札により発注する一部の業務について最低制限価格制度を試行しています。このたび、対象業務および最低制限価格の算定基準を以下のとおり見直しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象業務

建設局が一般競争入札により発注する予定価格（税込）100 万円超の業務委託契約（工事関連業務は除く。）のうち、以下の業務について最低制限価格を設定して発注します。

- ・ 樹木管理業務
- ・ 道路清掃除草業務
- ・ 路面清掃業務
- ・ 道路排水施設等清掃業務
- ・ 道路等不法投棄物撤去業務
- ・ 草花管理業務
- ・ 調査検討業務（建設コンサルタント業務に類するものに限る）（追加）
- ・ 点検業務（建設コンサルタント業務に類するものに限る）（追加）
- ・ 計画策定業務（建設コンサルタント業務に類するものに限る）（追加）
- ・ 測量業務（追加）
- ・ 支障物件調査業務（追加）
- ・ その他、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の対象となる業務のうち、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認める業務（追加）

※各業務の入札公告時に最低制限価格の設定対象か否かを明記します。

2. 試行実施の最低制限価格の算定基準

建設局が発注する上記対象業務について、予定価格の 10 分の 7 を下回らない範囲内で設定するものとします。

3. 適用開始時期

令和 7 年 2 月 1 日以降に公告する一般競争入札案件（令和 7 年度履行開始分）から適用

以 上